

新潟市農業経営継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新潟市農業経営継続支援金（以下、「支援金」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 新潟市内に住所を有する農業を営む個人又は法人
- (2) 対象資金 支援金の交付対象とする別表に掲げる資金

(目的)

第3条 この要綱は、災害等の影響を受け、経営の再建、維持及び安定を図るため、資金の借り入れを行った農業者に対し、予算の範囲内で支援金を交付する。

(農業経営継続支援金の交付)

第4条 市長は、別表の区分ごとに定める対象資金を借り入れた農業者に対し、支援金を交付するものとする。ただし、市税に未納がない者に限る。

(支援金の交付申請および実績報告)

第5条 農業者は、支援金の交付申請及び実績報告をしようとする場合は、新潟市農業経営継続支援金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に新潟市農業経営継続支援金明細表（別記様式第2号）添えて、別表の区分ごとに定める対象期間の末日までに市長に提出するものとする。

(支援金の交付決定および額の確定)

第6条 市長は、支援金の交付決定および額の確定又は不交付を決定したときは、支援金の申請を行った農業者に新潟市農業経営継続支援金交付（不交付）決定兼確定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(適正な執行のための措置)

第7条 市長は、支援金の交付を受けた農業者がその責めに帰すべき理由により、規則又はこの要綱に違反したと認めるきは、当該農業者に交付した支援金の全部もしくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年1月10日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月26日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

(交付の特例)

2 第4条ただし書きの規定は、別表表頭の区分が令和6年能登半島地震の場合にあっては、適用しない。

別表（第4条関係）

区分	対象資金	支援金の内訳 (交付率等)	対象期間
令和5年 高温渇水	令和5年度緊急農業経営安定 対策資金 (JAグループ)	資金の借り入れ後2年間の新 潟県農業信用基金協会の保証 料相当額(年0.15%)	令和5年10月1日から 令和6年3月31日まで に農業者に貸付実行され た資金を対象とする。
	農林漁業セーフティネット 資金	資金の借り入れ後2年間の利 子相当額 (年0.45%~0.85%)	
	農林水産業振興資金 (8号資金)	資金の借り入れ後2年間の新 潟県農業信用基金協会の保証 料相当額(年0.15%)	
	民間金融機関による緊急特別 融資	資金の借り入れ後2年間の利 子相当額 (各融資機関設定金利とし、 上限は年0.85%) 資金の借り入れ後2年間の新 潟県農業信用基金協会の保証 料相当額(年0.15%)	
令和6年 能登半島 地震	農林漁業セーフティネット 資金	資金の借り入れ後2年間の新 潟県農業信用基金協会の保証 料相当額(年0.15%)	令和6年1月1日から令 和6年8月31日までに 農業者に貸付実行された 資金を対象とする。
	農林漁業施設資金(災害復旧)		
	農業基盤整備資金 (基盤の復旧)		
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL)		
	経営体育成強化資金		
	農林水産業振興資金 (8号資金)		

	農業経営負担軽減支援資金	資金の借り入れ後２年間の利 子相当額 認定農業者（年 0.70% ～ 0.95%） 主業農業者（年 1.10%）	
	民間金融機関による緊急特別 融資	資金の借り入れ後２年間の利 子相当額（各融資機関設定金 利とし、上限は年 0.825%） 資金の借り入れ後２年間の新 潟県農業信用基金協会の保証 料相当額（年 0.15%）	

別記様式第 1 号

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者
住 所

氏 名

新潟市農業経営継続支援金交付申請書兼実績報告書

下記のとおり、新潟市農業経営継続支援金の交付を受けたいので、要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり支援金の交付を申請し、あわせて実績を報告します。

記

- 1 交付申請額及び実績報告額 _____ 円
- 2 事業の目的
災害等の影響を受け、経営の再建、維持及び安定を図るため、資金の借入れを行った市内農業者に対し支援金を交付する。
- 3 事業の内容
新潟市農業経営継続支援金明細表（別記様式第 2 号）のとおり

(別記様式第2号) 新潟市農業経営継続支援金明細表

(宛先) 新潟市長

申請者氏名

区分： ☐ 令和5年高温渇水 ☐ 令和6年能登半島地震

申請 資金	資金名	①借入れ日 ②償還期限	借入額	支援 対象	金利又は 保証料率 (%)	支援金額 (計算シートより転記)	備考
☐	令和5年度緊急農業経営安定対策資金 (JAグループ)	①令和 年 月 日 ②令和 年 月 日	円	保証料		円	
☐	農林漁業セーフティネット資金	①令和 年 月 日 ②令和 年 月 日	円	利 子		円	
		①令和 年 月 日 ②令和 年 月 日	円	保証料		円	
☐	農林水産業振興資金（8号資金）	①令和 年 月 日 ②令和 年 月 日	円	保証料		円	
☐	農林漁業施設資金（災害復旧）	①令和 年 月 日 ②令和 年 月 日	円	保証料		円	
☐	農業基盤整備資金（基盤の復旧）	①令和 年 月 日 ②令和 年 月 日	円	保証料		円	
☐	農業経営基盤強化資金（スーパーL）	①令和 年 月 日 ②令和 年 月 日	円	保証料		円	
☐	経営体育成強化資金	①令和 年 月 日 ②令和 年 月 日	円	保証料		円	
☐	農業経営負担軽減支援資金	①令和 年 月 日 ②令和 年 月 日	円	利 子		円	
☐	民間金融機関による緊急特別融資	①令和 年 月 日 ②令和 年 月 日	円	利 子		円	
				保証料		円	
交付申請額及び実績報告額						円	

- < 添付書類 >
- 1. 貸付実行を証する書類 (貸付証書又は貸付実行表などの写し)
 - 2. 市税に未納がない旨の証明書 (区分が令和6年能登半島地震の場合を除く)
 - 3. 支援金の振り込み口座のわかるものの写し (通帳の写しなど)

別記様式第3号

年 月 日

様

新潟市長

印

新潟市農業経営継続支援金交付（不交付）決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請兼実績報告のあった新潟市農業経営継続支援金について、下記のとおり交付（不交付）決定し、額の確定をしたので要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

1 交付（不交付）決定額及び確定額 _____ 円

2 交付の条件

新潟市農業経営継続支援金交付要綱の定めによる。